**運営規程等における総合事業の文言について**

新しく総合事業の第一号訪問事業、第一号通所事業を開設される場合は、運営規程や重要事項説明書および利用契約書に、表のとおり記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 総合事業における名称・文言 | 内容・記載する場所 |
| 第一号訪問事業 | タイトル、文中すべて（サービス類型の記載があるところ） |
| 第一号通所事業 |
| 介護予防サービス・支援計画書 | 計画（包括・居宅が立てるケアプラン）の記載があるところ |
| 第一号訪問事業計画 | 計画（事業所が立てる個別サービス計画）の記載があるところ |
| 第一号通所事業計画 |
| 訪問型サービス１（１）･･･週に１回程度訪問型サービス１（２）･･･週に２回程度訪問型サービス１（３）･･･週に２回を超える程度訪問型サービス２（１）･･･標準的な指定相当訪問型サービス訪問型サービス２（２）･･･生活援助中心（20分以上45分未満）訪問型サービス２（３）･･･生活援助中心（45分以上）訪問型サービス２（４）･･･短時間の身体介護 | 料金表、サービス内容の記載があるところ |
| 通所型サービス１（１）･･･週に１回程度（事業対象者、要支援１）通所型サービス１（２）･･･週に２回程度（要支援２）通所型サービス２（１）･･･１月の中で４回以下（事業対象者、要支援１）通所型サービス２（２）･･･１月の中で８回以下（要支援２） |
| サービスを提供した場合の利用料の額は、市長が定める額によるものとする。 | 利用料の文中（介護給付の場合は、「厚生労働大臣が定める～」と記載される） |

**記載例**

・当事業所が行う指定訪問介護および第一号訪問事業のサービスを利用する～

・居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等が作成した居宅サービス計画または介護予防サービス・支援計画書に基づき～

・サービスの提供にあたって事業所では、通所介護計画または第一号通所事業計画を作成する